

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	<p>平成 22 年 3 月 31 日 (水) 号外第 4 1 号</p>
		<p>毎週火・金曜日発行</p>

目 次

◇ 規 則	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (29) (自治振興課) 5 鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則 (30) (〃) 7 鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則 (31) (子育て支援総室) 9 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (32) (雇用人材総室) 14 鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (33) (耕地課) 15 鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (34) (会計指導課) 20
-------	--

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、市町村が処理することとされた事務の範囲について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則に基づく事務のうち、各市町村が処理する事務は、次に掲げるものとする。

ア 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付申請書の受理及び知事への送付

イ 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付の決定又は不承認決定の通知書の交付

ウ 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の継続貸付申請書の受理及び知事への送付

エ 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の継続貸付の決定又は不承認決定の通知書の交付

(2) 市町村が処理することとされた旅券法又は旅券法施行規則に基づく事務のうち、次に掲げる場合に係るものは、市町村の処理の対象から除くこととする。

ア 一般旅券の発給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、海外における当該申請者の親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、緊急に渡航しなければならない場合

イ アの場合のほか、知事が受理することがやむを得ないと認められる一般旅券の発給の申請があった場合

(3) 施行期日は、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

市町村交付金の対象事業の見直し等に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 市町村交付金対象事業の具体的な内容から商業活動を志向する者への起業支援のために行う、試行的に商業活動が体験できる仮設店舗(チャレンジショップ)の整備等に要する経費を削る。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立保育専門学院学則の一部改正について

1 規則の改正理由

多様化する保育ニーズを踏まえ、修業教科目等を見直す。

2 規則の概要

(1) 修業教科目について、科目名、授業の方法又は単位数を全面的に見直すとともに、障害児(者)福祉に関する科目を新設する。

(2) 授業料等の減免事由の明確化その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県訓練手当支給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成22年度から国の職業転換訓練費負担金が増えることにかんがみ、求職者等に対して支給する訓練手当について見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 技能習得手当のうち、受講手当の日額を700円（現行 500円）に引き上げる。
- (2) 平成22年4月の組織改正に伴い所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 平成22年度より、国が直轄事業負担金の業務取扱費（退職手当、営繕宿舍費等を含む事務費をいう。）の地方負担を全廃し、併せて、国庫補助事業の事務費に対する国庫補助も全廃することにかんがみ、県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る分担金のうち事務費部分について、受益者に分担金を求めないこととする。
- (2) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）について、当該事業の施行に係る各年度において徴収する分担金の総額を改める。
- (3) 平成22年度から特定農業用管水路等特別対策事業が実施されることに伴い、当該事業の施行に係る各年度において徴収する分担金の総額を定める。

2 規則の概要

- (1) 県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る各年度の分担金の額のうち、事務費については受益者から分担金を徴収しないこととする。
- (2) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）における分担金は、工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額（現行 工事費の100分の15に相当する額）とする。
- (3) 平成22年度から施行する特定農業用管水路等特別対策事業について、各年度の分担金の額を、工事費の100分の5に相当する額とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 会計事務の効率化を図るため、分任出納員が収納した現金に係る出納員への引継ぎ又は指定金融機関への払込みについて所要の改正を行う。
- (2) 平成22年4月の組織改正に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 分任出納員が収納した現金を出納員に引き継ぐ場合において、会計局長の承認を受けたときは、収納した日から15日を経過した日（収納した金額が10万円に達したときは、達したその日）までの分を取りまとめ、その日から3日以内に納付員に引き継ぐことができることとする。
- (2) 指定金融機関の店舗の存する市区町村の区域に在勤する分任出納員であって会計局長の承認を受けたものは、現金に限り、収納した日から15日を経過した日（収納した金額が3万円に達したときは、達したその日）までの分を取りまとめ、その日から3日以内に指定金融機関に払い込むことができることとする。
- (3) 過年度支出の返納に係る納入通知書に指定する納付期限は、調定の日翌日から起算して10日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。

- (4) 出納員又は分任出納員に委任させる会計管理者の事務について、入札保証金の領収に関する事務その他の必要な事項を加える。
- (5) 期限内に契約の履行を完了しないときに徴収する遅延利息又は違約金の割合を年3.3パーセント（現行年3.6パーセント）とする。
- (6) 平成22年4月の組織改正に伴い所要の規定の整備を行う。
- (7) その他所要の規定の整備を行う。
- (8) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(7)の一部を除き、平成22年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 条例別表8の2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1）第2条第1項の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>（2）第3条第2項（第15条において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付</u></p> <p><u>（3）第5条第1項（第15条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>（4）第5条第3項（第15条において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付</u></p> <p><u>（5）第14条第1項の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p>	<p>（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p>

(条例別表2の2の項及び2の3の項の規則で定める場合)

第3条 条例別表2の2の項及び2の3の項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 一般旅券の発給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が、海外における当該申請者の親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、緊急に渡航しなければならない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が受理することがやむを得ないと認められる一般旅券の発給の申請があった場合

附 則

この規則は、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成22年鳥取県条例第16号)の施行の日から施行する。

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村交付金条例施行規則（平成18年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表（第3条関係）

- 1 主体的な住民活動への支援
 - (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる新たな活動（地域をあげて住民が参画する活動に限る。）に要する経費
 - (2) 公共交通機関利用促進のために住民が主体となって行う活動に要する経費
 - (3) 地域住民が自ら歩道除雪を行うための活動の支援に要する経費
- 2 観光・交流の推進
 - (1) 県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、中山間地域活性化を促進する活動に要する経費
 - (2) 観光案内板の設置に要する経費
- 3 障害者、高齢者の自立への支援
 - (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費
 - (2) 高齢者を対象とした歯科訪問調査及び口腔衛生指導に要する経費
 - (3) 身体障害者その他の就職困難者に対する就職準備のための助成に要する経費
- 4 自然エネルギーの導入促進
個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う新エネルギーの導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への新エネルギー導入に要する経費
- 5 地域景観の形成
歴史的まちなみ又は地域景観の形成に寄与する、建築物等の補修・改修、調査又は啓発活動に要する経費
- 6 農林水産業等の振興
 - (1) 農林水産業（県産品を取り扱う、又は取り扱う予定のある食品加工業及び木材産業を含む。以下同じ。）の新規就業者のための住宅の修繕若しくは家賃又は新規就農者の農地の賃借に対する助成に要する経費
 - (2) 農地の賃借及び農作業の受託を行う認定農業者等に対する助成に要する経費
 - (3) 松林所有者等が保全松林の周辺の松くい虫被害木について行う駆除等の支援に要する経費
 - (4) 農林水産業を営む個人又は法人その他の団体が行う農林水産業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組の支援に要する経費
 - (5) 地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費
 - (6) 県内ふるさと産業の振興を図ることを目的として行う設備導入等への助成に要する経費
- 7 人権尊重の社会づくりの推進
 - (1) 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費
 - (2) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費
 - (3) 隣保館等への浄化槽又は排水設備の設置等に要する経費
- 8 地域文化、芸術の振興
 - (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費
 - (2) 文化財（市町村指定が見込まれるものを含む。）の補修又は活用に要する経費

(3) 小・中学校等で行う音楽、演劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経費

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県市町村交付金条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する市町村交付金について適用し、同日前に交付した市町村交付金については、なお従前の例による。

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後	改正前
<p>（単位の算定方法）</p> <p>第6条の2 修業教科目の単位数は、次に掲げる基準により算定するものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる修業教科目のうち情報処理及び総合演習については、これらの学修等の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。</p>	<p>（単位の算定方法）</p> <p>第6条の2 修業教科目の単位数は、次に掲げる基準により算定するものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる修業教科目のうち情報処理、国際理解、総合演習及び自然観察体験については、これらの学修等の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。</p>
<p>（授業料等の減免）</p> <p>第18条の5 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</p> <p>（1）<u>授業料</u> 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア <u>修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>（ア）<u>火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>（イ）<u>本人又は保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>（ウ）<u>次に定める通学の区分に応じ、それぞれに掲げる費用の多額の負担により授業料の支弁が</u></p>	<p>（授業料等の減免）</p> <p>第18条の5 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、<u>災害その他の理由により授業料、入学選抜手数料及び入学料の納付が困難であると認められる者について行うものとする。</u></p>

困難であると認められるとき。

a 自宅通学 通学に要する費用

b 自宅外通学 通学及び宿泊に要する費用
(宿泊に要するものについては、自宅からの
通学が困難である場合に限る。)

(工) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難
であると認められるとき。

イ 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が次
のいずれかに該当するとき。

(ア) アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当す
るとき。

(イ) 本人又は保護者が破産手続開始の決定を受
けている場合その他授業料の支弁が困難である
と認められるとき。

(ウ) その他減免する必要があると認められると
き。

(2) 入学選 hands 手数料及び入学科 火災、風水害等
の非常災害により入学選 hands 手数料又は入学科の支弁
が困難であると認められるとき。

2 略

別表第1 (第6条関係)

系列	修業教科目	授 業 の 方法	単位数	
教養科目	略			
	国語表現	演習	1	
	略			
	国際理解	講義	2	
	略			
	スポーツ学	講義	1	
必修科目	スポーツ実技	実技	1	
	保育の本質・目的の理解に関する科目	略		
		保育原理	講義	2
	保育の対象の理解に関する科目	保育原理	講義	2
		略		
		小児保健	講義	2
小児保健		講義	2	
小児保健		実習	1	
小児栄養		演習	1	
保育の内	小児栄養	演習	1	
	略			
	保育内容	演習	1	

2 略

別表第1 (第6条関係)

系列	修業教科目	授 業 の 方法	単位数	
教養科目	略			
	生物学	講義	2	
	略			
	国際理解	演習	1	
	略			
	体育講義	講義	1	
必修科目	体育実技	実技	1	
	保育の本質・目的の理解に関する科目	略		
		保育原理	講義	4
	保育の対象の理解に関する科目	略		
		小児保健	講義	4
			実習	1
小児栄養		演習	2	
保育の内	略			
	環境	演習	1	

容・方法 の理解に 関する科 目	(環境)			
	保育内容 (人間関係)	演習		1
	保育内容 (言葉)	演習		1
	保育内容 (健康)	演習		1
	保育内容 (表現)	演習		1
	保育内容総 論	演習		1
	乳児保育	演習		1
	乳児保育	演習		1
	略			
	基礎技能	音楽	演習	
音楽		演習		1
児童文化		演習		1
略				
保育実習	保育実習 (施設)	実習		3
	保育実習 (保育所)	実習		2
略				
選択必 修科目	保育の本 質・目的 の理解に 関する科 目	同和保育	講義	2
		発達障害児 保育	講義	2
	保育の対 象の理解 に関する 科目	障害児 (者)福祉	講義	5
		保育の内 容・方法 の理解に 関する科 目	保育環境	演習
		児童文化	演習	1
		表現演習	演習	1
		表現演習	演習	1
		表現演習	演習	1
		レクリエー ション指導 法	演習	1
		気になる子 保育演習	演習	1
	障 害 児	演習	2	

容・方法 の理解に 関する科 目	人間関係	演習		1	
	言葉	演習		1	
	健康	演習		1	
	表現(造 形)	演習		1	
	表現(音楽 リズム)	演習		1	
	乳児保育	演習		2	
	略				
	基礎技能	基礎音楽	演習		2
		レクリエー ション指導 法	演習		1
		略			
保育実習	保育実習	実習		5	
略					
選択必 修科目	保育の本 質・目的 の理解に 関する科 目	同和保育	講義	2	
		自然観察体 験	演習	1	
	保育の対 象の理解 に関する 科目	カウンセリ ング論	演習	1	
		保育計画論	演習	1	
	保育の内 容・方法 の理解に 関する科 目	国語表現	演習	1	
		児童文化	演習	2	
乳児保育実 習		実習	1		
	表現リズム	演習	1		

	(者)支援		
	保育計画論	演習	1
基礎技能	ピアノ	演習	2
	ピアノ	演習	1
	音楽	演習	1
	体育指導法	演習	1
	保育実習	保育実習	実習
	保育実習	実習	2
	乳児保育実習	実習	1
	障害児(者)支援実習	実習	1

基礎技能	造形	演習	1
	ピアノ	演習	2
	総合音楽	演習	1
	ピアノ	演習	1
	体育	演習	2
保育実習	保育実習	実習	2
	保育実習	実習	2
老人福祉の理解に関する科目	老人福祉	講義	4
	老人介護演習	演習	2
	老人介護実習	実習	1

別表第2(第9条関係)

系列	単位数
略	
選択必修科目	10

備考

- 1 及び 2 略
- 3 選択必修科目のうち障害児(者)福祉、障害児(者)支援並びに障害児(者)支援実習の科目及び単位数を修得した生徒に対しては、居宅介護従業者養成研修(障害者等(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。))に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、障害者自立支援法第30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく基準において指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの資格となるものをいう。)に係る2級課程の修了証明書を授与する。

別表第2(第9条関係)

系列	単位数
略	
選択必修科目	10(老人福祉の理解に関する科目に係る単位を除く。)

備考

- 1 及び 2 略
- 3 選択必修科目のうち老人福祉の理解に関する科目及び単位数を習得した生徒に対しては、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の訪問介護員養成研修に係る2級課程の修了証明書を授与する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に鳥取県立保育専門学院に在学している者で施行日以後引き続き在学するもの(以下「在學生」という。)の進級又は卒業に必要な修業教科科目数及び単位数については、院長が別に定めるところにより、在學生が施行日前に修得した修業教科科目の単位を改正後の鳥取県立

保育専門学院学則の相当する修業教科目の単位とみなす。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（基本手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の級地の区分に係る地域は、支給対象者が県内に居住する場合にあっては次の表の左欄に掲げる級地区分に応じ同表の右欄に掲げる地域とし、支給対象者が県外に居住している場合にあっては<u>労働政策室長</u>（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された雇用人材総室<u>労働政策室</u>の長をいう。）が別に定める地域とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>4 略</p> <p>（技能習得手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 受講手当の日額は、<u>700円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>（基本手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の級地の区分に係る地域は、支給対象者が県内に居住する場合にあっては次の表の左欄に掲げる級地区分に応じ同表の右欄に掲げる地域とし、支給対象者が県外に居住している場合にあっては<u>労働政策チーム長</u>（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された雇用人材総室<u>労働政策チーム</u>の長をいう。）が別に定める地域とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>4 略</p> <p>（技能習得手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 受講手当の日額は、<u>500円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
1 かんがい排水事業		1 かんがい排水事業	
（1）一般かんがい排水事業		（1）一般かんがい排水事業	
ア ため池又は排水施設に係る事業	工事費の100分の10に相当する額	ア ため池又は排水施設に係る事業	工事費の100分の10に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
イ ア以外の事業	工事費の100分の15に相当する額	イ ア以外の事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
（2）水田営農活性化排水対策特別事業	工事費の100分の15に相当する額	（2）水田営農活性化排水対策特別事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
（3） <u>基幹水利施設ストックマネジメント事業</u>	工事費の100分の15に相当する額	（3） <u>基幹水利施設補修事業</u>	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
2 畑地帯総合整備事業		2 畑地帯総合整備事業	
（1）担い手育成畑地帯総合整備事業	工事費の100分の15に相当する額	（1）担い手育成畑地帯総合整備事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額

<p>(2) 畑地帯総合整備事業(弓浜地区)</p>	<p>工事費の100分の7.5に相当する額</p>	<p>(2) 畑地帯総合整備事業((3)に掲げるものを除く。)</p>	<p>工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額</p>
<p>(3) 畑地帯総合整備事業(名和2期地区及び中山2期地区)</p>	<p>工事費(県営開墾建設附帯事業(大山地区)で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。)の100分の15に相当する額</p>	<p>(3) 畑地帯総合整備事業(弓浜地区)</p>	<p>工事費の100分の7.5に相当する額及び事務費の100分の7.5に相当する額の合算額</p>
<p>(4) 畑地帯総合整備事業((1)から(3)までに掲げるものを除く。)</p>	<p>工事費の100分の15に相当する額</p>		
<p>3 経営体育成基盤整備事業</p>		<p>3 経営体育成基盤整備事業</p>	
<p>(1) 振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯において行う事業</p>	<p>工事費の100分の10に相当する額</p>	<p>(1) 振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯において行う事業</p>	<p>工事費の100分の10に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額</p>
<p>(2) (1)以外の事業</p>	<p>工事費の100分の12に相当する額</p>	<p>(2) (1)以外の事業</p>	<p>工事費の100分の12に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額</p>
<p>4 中山間地域総合整備事業</p>	<p>工事費の100分の5に相当する額</p>	<p>4 中山間地域総合整備事業</p>	<p>工事費の100分の5に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額</p>
<p>5 農地開発事業</p>		<p>5 農地開発事業</p>	
<p>(1) 附帯土地改良工事を併せて行う事業</p>	<p>工事費の年度別負担割合に相当する額から100分の7に相当する額を控除した額</p>	<p>(1) 附帯土地改良工事を併せて行う事業</p>	<p>工事費の年度別負担割合に相当する額から100分の7に相当する額を控除した額及び事務費の100分の18に相当する額の合算額</p>
<p>(2) (1)以外の事業</p>	<p>工事費の100分の10.5に相当する額</p>	<p>(2) (1)以外の事業</p>	<p>工事費の100分の10.5に相当する額及び事務費の100分の18に相当する額の合算額</p>
<p>6 ため池等整備事業</p>		<p>6 ため池等整備事業</p>	
<p>(1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業</p>	<p>工事費(北栄町桜池における事業にあつては、当該工事費から当該事業に係る地域において施行する県道の工事に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を</p>	<p>(1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業</p>	<p>工事費(北栄町桜池における事業にあつては、当該工事費から当該事業に係る地域において施行する県道の工事に要する費用(以下この項において「補償費</p>

	除いて得た額)の100分の6に相当する額		用」という。)のうち工事費に係る部分の費用を除いて得た額)の100分の6に相当する額及び事務費(北栄町桜池における事業にあっては、当該事務費から補償費用のうち事務費に係る部分の費用を除いて得た額)の100分の11に相当する額の合算額
(2) 緊急整備地区において行う大規模の老朽ため池等整備事業	工事費の100分の4に相当する額	(2) 緊急整備地区において行う大規模の老朽ため池等整備事業	工事費の100分の4に相当する額及び事務費の100分の14に相当する額の合算額
(3) (2)以外の地域において行う大規模の老朽ため池等整備事業及び土砂崩壊防止事業	工事費の100分の9に相当する額	(3) (2)以外の地域において行う大規模の老朽ため池等整備事業及び土砂崩壊防止事業	工事費の100分の9に相当する額及び事務費の100分の14に相当する額の合算額
7 中山間地域総合農地防災事業	工事費の100分の1に相当する額	7 中山間地域総合農地防災事業	工事費の100分の1に相当する額及び事務費の100分の11に相当する額の合算額
8 公害防除特別土地改良事業		8 公害防除特別土地改良事業	
(1) 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う附帯事業		(1) 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う附帯事業	
ア 客土事業	工事費の100分の10に相当する額	ア 客土事業	工事費の100分の10に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の100分の10に相当する額の合算額
イ ア以外の事業	工事費の100分の15に相当する額	イ ア以外の事業	工事費の100分の15に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の100分の15に相当する額の合算額
(2) (1)以外の地域において行う附帯事業		(2) (1)以外の地域において行う附帯事業	
ア 客土事業	工事費(全体実施設計費	ア 客土事業	工事費の100分の12に相当

イ ア以外の事業	を除く。)の100分の12に相当する額及び全体実施設計費の100分の10に相当する額の合算額 工事費(全体実施設計費を除く。)の100分の17に相当する額及び全体実施設計費の100分の15に相当する額の合算額
9 田園空間博物館整備事業 (1) ほ場整備に係る事業 (2) 農業用排水施設整備事業及び農道整備事業	工事費の100分の15に相当する額 工事費の100分の20に相当する額
10 特定農業用管路等特別対策事業	工事費の100分の5に相当する額

備考

1 この表において、「工事費」とは事業に要する経費のうち、純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費その他事務費を除くすべての経費をいう。

- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

様式第1号(第3条関係)

分担金減免(徴収猶予)申請書

職 氏 名 様

下記のとおり分担金の減免(徴収の猶予)を受けたいので、申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

記

イ ア以外の事業	する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の100分の10に相当する額の合算額 工事費の100分の17に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の100分の15に相当する額の合算額
9 田園空間博物館整備事業 (1) ほ場整備に係る事業 (2) 農業用排水施設整備事業及び農道整備事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額 工事費の100分の20に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額

備考

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略

様式第1号(第3条関係)

分担金減免(徴収猶予)申請書

職 氏 名 様

下記のとおり分担金の減免(徴収の猶予)を受けたいので、申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

記

<p>1 減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業名</th> <th style="width: 10%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">工事費</th> <th style="width: 10%;">分担金の額</th> <th style="width: 15%;">減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額</th> <th style="width: 10%;">徴収猶予期間</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日 から 年 月 日 まで</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略 注 略</p>	事業名	地区名	工事費	分担金の額	減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額	徴収猶予期間	備考						年 月 日 から 年 月 日 まで		<p>1 減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業名</th> <th style="width: 10%;">地区名</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">事業費</th> <th style="width: 10%;">分担金の額</th> <th style="width: 10%;">減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額</th> <th style="width: 10%;">[徴収猶予期間]</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">工 事 費 事 務 費</td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日 から 年 月 日 まで</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略 注 略</p>	事業名	地区名	区分	事業費	分担金の額	減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額	[徴収猶予期間]	備考				工 事 費 事 務 費			年 月 日 から 年 月 日 まで					計				
事業名	地区名	工事費	分担金の額	減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額	徴収猶予期間	備考																																	
					年 月 日 から 年 月 日 まで																																		
事業名	地区名	区分	事業費	分担金の額	減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額	[徴収猶予期間]	備考																																
			工 事 費 事 務 費			年 月 日 から 年 月 日 まで																																	
			計																																				

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前において県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る分担金のうち平成21年度以前分として徴収される分担金については、改正後の鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第4項に規定する地方機関並びに鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第2条第4項に規定する地方機関及び教育機関並びに警察署をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 統轄店 指定金融機関の店舗で指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の事務の取りまとめを行うものとして知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例第14条第2項に規定する部局長等、部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。）が指定したものをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第4項及び鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第1条の2第4項に規定する地方機関、教育機関及び警察署をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 統轄店 指定金融機関の店舗で指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の事務の取りまとめを行うものとして知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例第13条第2項に規定する部局長等、部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。）が指定したものをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>

(部における事務手続)

第3条 略

2 部(警察本部を除く。)における事務手続のうち、次に掲げるものを行うときは、会計局の職員による起案文書の関連の審査(法令又は予算の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。)を受けなければならない。

(1) 略

(2) 支出負担行為の手続

(文書による納入の通知)

第14条 略

2 略

3 納入通知書又は磁気テープ等に指定する納付期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日^の翌日から起算して20日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。ただし、過年度支出の返納に係る納入通知書に指定する納付期限は、調定の日^の翌日から起算して10日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。

(分任出納員の収納金の引継ぎ等)

第21条の2 略

2 分任出納員は、収納した歳入金を前項の規定により出納員に引き継ぐときは、収納の日又はその翌日に現金(証券)領収証書用紙及び現金(証券)引継簿によって引き継がなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める日に引き継がなければならない。

(1) 出張先において収納した場合 帰庁の日又はその翌日

(2) 会計局長の承認を受けた分任出納員が現金を収納した日から15日を経過した日(収納した金額が10万円に達したときは、達したその日。以下「最終日」という。)までの分を取りまとめて引き継ぐ場合 最終日から3日以内の日

3～5 略

(収納金の払込み)

第22条 略

2 第21条第1項ただし書、同条第3項、前条第3項又は前項の規定にかかわらず、指定金融機関の店舗の存する市区町村以外の市区町村の区域に在勤する出納員若しくは分任出納員又は指定金融機関の店舗

(部における事務手続)

第3条 略

2 部(警察本部を除く。)における事務手続のうち、次に掲げるものを行うときは、会計局の職員による起案文書の関連の審査(法令又は予算の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。)を受けなければならない。

(1) 略

(2) 支出負担行為の手続(会計局長が別に定めるものを除く。)

(文書による納入の通知)

第14条 略

2 略

3 納入通知書又は磁気テープ等に指定する納付期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日^の翌日から起算して20日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。

(分任出納員の収納金の引継ぎ等)

第21条の2 略

2 分任出納員は、収納した歳入金を前項の規定により出納員に引き継ぐときは、収納の日又はその翌日に現金(証券)領収証書用紙及び現金(証券)引継簿によって引き継がなければならない。ただし、出張先において収納したときは、帰庁の日又はその翌日に引き継がなければならない。

3～5 略

(収納金の払込み)

第22条 略

2 第21条第1項ただし書、同条第3項、前条第3項又は前項の規定にかかわらず、指定金融機関の存する市区町村以外の市区町村の区域に在勤する出納員又は分任出納員は、現金に限り収納した日から15日

の存する市区町村の区域に在勤する分任出納員であつて会計局長の承認を受けたものは、現金に限り収納した日から15日を経過した日までの分を取りまとめ、その日から3日以内に払い込むことができる。ただし、収納した金額が3万円に達したときの払込みについては、その日から3日以内とする。

3 略

(自動口座振替払)

第54条の2 会計管理者は、債権者から自動口座振替(債権者又は会計管理者が指定した期日に県の預金口座から自動的に債権者の預金口座に振込むことにより支払う方法をいう。以下同じ。)の振替情報の報告があったときは、統轄店をして自動口座振替の方法による支払をさせなければならない。

(公金振替)

第54条の3 会計管理者は、同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ又は歳入歳出外現金への繰入れのため支出をするときは、指定出納取扱店(知事が定めるものに限る。第65条において同じ。)をして公金振替をさせなければならない。

2 前項の場合においては、会計管理者は、法第232条の6第1項本文の規定による公金振替書の交付として支払命令書の送付をするものとする。

(遅延利息等)

第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額につき年3.3パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第1の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、鳥取県東京本部を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、鳥取県東京本部の副本部長の職にある者をもって充てる。

3 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にか

までの分を取りまとめ、その日から3日以内に払い込むことができる。ただし、収納した金額が3万円に達したときの払込みについては、その日から3日以内とする。

3 略

(自動口座振替払)

第54条の2 出納長は、債権者から自動口座振替(債権者又は出納長が指定した期日に県の預金口座から自動的に債権者の預金口座に振込むことにより支払う方法をいう。以下同じ。)の振替情報の報告があったときは、統轄店をして自動口座振替の方法による支払をさせなければならない。

(公金振替)

第54条の3 出納長は、同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ又は歳入歳出外現金への繰入れのため支出をするときは、指定出納取扱店(知事が定めるものに限る。第65条において同じ。)をして公金振替をさせなければならない。

2 前項の場合においては、出納長は、法第232条の6第1項本文の規定による公金振替書の交付として支払命令書の送付をするものとする。

(遅延利息等)

第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額につき年3.6パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

かわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第1の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、鳥取県関西本部を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、鳥取県関西本部の観光・情報発信チーム長の職にある者をもって充てる。

4 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第1の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、鳥取県名古屋本部を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、鳥取県名古屋本部の企業誘致・観光情報発信担当主幹の職にある者をもって充てる。

5 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3職員人材開発センターの項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、総務部行財政改革局職員人材開発センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、総務部行財政改革局職員人材開発センターの次長の職にある者をもって充てる。

6 略

7 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第2消費生活センターの項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、生活環境部くらしの安心局消費生活センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長の職にある者をもって充てる。

8 略

9 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3企画総務部の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、農林水産部農林総合研究所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、農林水産部農林総合研究所の企画総務部長の職にある者をもって充てる。

10 略

11 略

12 略

別表第1（第2条、第5条関係）

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3自治研修所の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、総務部行財政改革局自治研修所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、総務部行財政改革局自治研修所の次長の職にある者をもって充てる。

3 略

4 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3消費生活センターの項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、生活環境部くらしの安心局消費生活センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長の職にある者をもって充てる。

5 略

6 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3農林総合研究所の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、農林水産部農林総合研究所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、農林水産部農林総合研究所の企画総務部長の職にある者をもって充てる。

7 略

8 略

9 略

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県消防学校	副校長
略	
鳥取県立倉吉高等技術専門学校	主幹
鳥取県立米子高等技術専門学校	主幹
略	
鳥取県西部教育局	次長
鳥取県立船上山少年自然の家	庶務係長
鳥取県立大山青年の家	庶務係長
鳥取県埋蔵文化財センター	次長
鳥取県立むきばんだ史跡公園	次長
略	

機関	職
略	
鳥取県消防学校	副校長
鳥取県東京本部	副本部長
鳥取県関西本部	観光・情報発信チ ーム長
鳥取県名古屋本部	企業誘致・観光情 報発信担当主幹
略	
鳥取県立倉吉高等技術専門学校	総務課長
鳥取県立米子高等技術専門学校	総務課長
略	
鳥取県西部教育局	次長
鳥取県妻木晩田遺跡事務所	総務係長
鳥取県船上山少年自然の家	庶務係長
鳥取県大山青年の家	庶務係長
鳥取県埋蔵文化財センター	次長
略	

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
部	
総務課	略
県民課	略
営繕課	1 入札保証金の領収、一時保 管並びに払戻し（手許保管の ものに限る。）及び払込みに 関する事務 2 契約保証金の領収及び払込 みに関する事務
行財政改革局	1及び2 略
財源確保推進 課	3 ふるさと納税に係る寄附金 の収納に関する事務
行財政改革局 福利厚生課	恩給法の一部を改正する法律 （平成17年法律第6号）の規定 による改正前の恩給法（大正12 年法律第48号）第9条ノ3及び 鳥取県吏員等退職年金及退職一 時金ニ関スル条例（大正12年鳥 取県令第55号）第7条ノ2によ る届出を故恩給受給者の遺族が 怠ったことにより発生した恩給 過払金の返還金の収納に関する

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
部	
総務課	略
県民室	略
行財政改革局	1及び2 略
財源確保室	

事務		事務	
人権局人権・同和対策課	略	人権局同和对策課	略
統計課～交流推進課	略	統計課～交流推進課	略
障がい福祉課	略	障害福祉課	略
子育て支援総室及び医療政策課	略	子育て支援総室及び医療政策課	略
公園自然課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第236号及び第237号に規定する手数料並びに鳥取県税条例第3条第2号アに規定する狩猟税の収納事務	公園自然課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第236号及び第237号に規定する手数料並びに鳥取県税条例第3条第2号ウに規定する狩猟税の収納事務
砂丘事務所	略	砂丘事務所	略
くらしの安心局くらしの安心推進課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第181号に規定する手数料の収納に関する事務	くらしの安心局住宅政策課	略
くらしの安心局住宅政策課	略	経済通商総室～警察本部交通指導課	略
経済通商総室～警察本部交通指導課	略	出納機関	1 出納員のうち東部総合事務所県税局収税課長及び西部総合事務所県税局収税課長に委任させる事務 (1) 現金(基金に属する現金を除く。以下この項において同じ。)の出納及び保管に関する事務(県税に係るものに限る。) (2) 有価証券(公有財産に属するものを除く。以下この項において同じ。)の出納及び保管に関する事務(県税に係るものに限る。) (3) 略
出納機関	1 出納員のうち東部総合事務所県税局収税課長及び西部総合事務所県税局収税課長に委任させる事務 (1) 現金(基金に属する現金を除く。以下この項において同じ。)の出納及び保管に関する事務(県税に係るものに限る。) (2) 有価証券(公有財産に属するものを除く。以下この項において同じ。)の出納及び保管に関する事務(県税に係るものに限る。) (3) 略	出納機関	1 出納員のうち東部総合事務所県税局収税課長、中部総合事務所県税局収税課長及び西部総合事務所県税局収税課長に委任させる事務 (1) 現金(基金に属する現金を除く。)の出納及び保管に関する事務(県税に係るものに限り、中部総合事務所県税局収税課長にあっては公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務を含む。) (2) 有価証券(公有財産に属するものを除く。)の出納及び保管に関する事務(県税に係るものに限る。) (3) 略

2 出納員のうち中部総合事務所県税局収税課長に委任させる事務

(1) 現金の収納及び保管に関する次の事務

ア 県税に係る現金の出納及び保管に関する事務

イ 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務

(2) 有価証券の出納及び保管に関する事務（県税に係るものに限る。）

(3) 支出負担行為の確認に関する事務（県税に係るものに限る。）

(4) 鳥取県税条例第16条第3項に規定する手数料の収納に関する事務

3 出納員のうち東部総合事務所福祉保健局福祉企画課長に委任させる事務

(1) 現金の出納及び保管に関する事務（福祉保健局に係るものに限る。）

(2) 略

4 東部総合事務所県税局収税課長、中部総合事務所県税局収税課長及び西部総合事務所県税局収税課長並びに東部総合事務所福祉保健局福祉企画課長（以下この項において「東部総合事務所県税局収税課長等」という。）以外の出納員に委任させる事務

(1) 現金の出納及び保管に関する事務（東部総合事務所県税局収税課長等に委任させる事務を除く。）

(2) 有価証券の出納及び保管に関する事務（県税に係るものを除く。）

2 出納員のうち東部総合事務所福祉保健局福祉企画課長に委任させる事務

(1) 現金（基金に属する現金を除く。）の収納及び保管に関する事務（福祉保健局に係るものに限る。）

(2) 略

3 東部総合事務所県税局収税課長、中部総合事務所県税局収税課長及び西部総合事務所県税局収税課長並びに東部総合事務所福祉保健局福祉企画課長（以下この項において「東部総合事務所県税局収税課長等」という。）以外の出納員に委任させる事務

(1) 現金（基金に属する現金を除く。）の出納及び保管に関する事務（東部総合事務所県税局収税課長等に委任させる事務を除く。）

(2) 有価証券（公有財産に属するものを除く。）の出

出納機関に指定しない機関	るものを除く。) (3)及び(4) 略 略
--------------	---------------------------------

出納機関に指定しない機関	納及び保管に関する事務 (県税に係るものを除く。) (3)及び(4) 略 略
--------------	---

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
鳥取県東京本部 ～鳥取県立公文書館	略
鳥取県東部総合事務所	1 及び 2 略 3 県税局及び福祉保健局の分任出納員以外の分任出納員に委任させる事務 (1)～(4) 略 (5) 略
鳥取県八頭総合事務所	略
鳥取県中部総合事務所	1 略 2 県税局の分任出納員以外の分任出納員に委任させる事務 (1)～(3) 略 (4) <u>鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第3条の保健所の施設の使用に係る使用料及び手数料の収納に関する事務</u> (5) 略 (6) 略 (7) <u>鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号)第6条第1号に規定する手数料の収納に関する事務</u> (8) 略
鳥取県西部総合事務所	1 略 2 県税局の分任出納員以外の

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
鳥取県東京本部 ～鳥取県立公文書館	略
鳥取県東部総合事務所	1 及び 2 略 3 県税局及び福祉保健局の分任出納員以外の分任出納員に委任させる事務 (1)～(4) 略 (5) <u>野犬等の保管及び返還に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u> (6) 略
鳥取県八頭総合事務所	略
鳥取県中部総合事務所	1 略 2 県税局の分任出納員以外の分任出納員に委任させる事務 (1)～(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) <u>野犬等の保管及び返還に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u>
鳥取県西部総合事務所	(7) 略 1 略 2 県税局の分任出納員以外の

	<p>分任出納員に委任させる事務 (1)及び(2) 略 (3) <u>鳥取県税条例第16条第3項に規定する手数料の収納に関する事務</u> (4) <u>生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金、児童措置費(児童相談所長の措置に係るものを除く。)及び養育医療費の負担金並びに滞納に係る養育医療費の負担金の一部の収納に関する事務</u> (5) <u>鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第3条の保健所の施設の使用に係る使用料及び手数料の収納に関する事務</u> (6) 略 (7) 略 (8) <u>鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号)第6条第1号に規定する手数料の収納に関する事務</u> (9) 略 (10) 略</p>		<p>分任出納員に委任させる事務 (1)及び(2) 略 (3) <u>生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費(児童相談所長の措置に係るものを除く。)及び養育医療費の負担金の一部の収納に関する事務</u> (4) <u>鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第3条第1号の保健所の施設の使用に係る使用料の収納に関する事務</u> (5) 略 (6) 略 (7) <u>野犬等の保管及び返還に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u> (8) 略 (9) 略</p>
<p>鳥取県日野総合事務所</p>	<p>1 ~ 4 略</p>	<p>鳥取県日野総合事務所</p>	<p>1 ~ 4 略 5 <u>野犬等の保管及び返還に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u></p>
<p>鳥取療育園</p>	<p>5 略 1 <u>医療費の自己負担分の窓口での収納に関する事務</u> 2 略 3 <u>公文書の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u></p>	<p>鳥取療育園</p>	<p>6 略 1 <u>医療費の自己負担分の窓口の収納に関する事務</u> 2 略</p>
<p>中部療育園</p>	<p>1 <u>医療費の自己負担分の窓口での収納に関する事務</u> 2 <u>鳥取県立社会福祉施設の設</u></p>		

鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所～鳥取県鳥取空港管理事務所	<u>置及び管理に関する条例第8条に規定する使用料及び手数料の窓口での収納に関する事務及び未収金の収納に関する事務</u>	鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所～鳥取県鳥取空港管理事務所	略
様式第27号（第79条関係） 受託歳出金精算報告書 年 月 日 鳥取県会計管理者 氏 名 様 （出納機関名 出納員） 受託者 氏 名 ， 年 月 日から 年 月 日までの間 における支払額を下記のとおり報告します。 略		様式第27号（第79条関係） 受託歳出金精算報告書 年 月 日 鳥取県出納員 氏 名 様 （出納機関名 出納員） 受託者 氏 名 ， 年 月 日から 年 月 日までの間 における支払額を下記のとおり報告します。 略	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条、第54条の2及び第54条の3の改正規定、附則第4項の改正規定（「別表第3」を「別表第2」に改める部分に限る。）、附則第6項の改正規定（「農林総合研究所」を「企画総務部」に改める部分に限る。）、別表第1の改正規定（「鳥取県船上山少年自然の家」を「鳥取県立船上山少年自然の家」に、「鳥取県大山青年の家」を「鳥取県立大山青年の家」に改める部分に限る。）並びに様式第27号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県会計規則第120条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約に係る遅延利息又は違約金について適用し、同日前に締結した契約に係る遅延利息又は違約金については、なお従前の例による。